2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

二　死亡した者の死亡が厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであることを証明することができる書類

三　死亡した者の死亡の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所を証明することができる書類

四　請求者と死亡した者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

五　請求者が死亡した者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

六　請求者が死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

第十四条　令第十条第三項第二号の規定により遺族一時金の支給を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二　請求者及び請求者以外の遺族一時金を受けることができる遺族の氏名、生年月日及び住所並びに厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者との身分関係

三　厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金の支給を受けていた者の氏名、生年月日及びその者が死亡の当時有していた住所並びにその者が死亡した年月日

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　請求者と厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

二　請求者が厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

三　請求者（配偶者を除く。）が厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

（葬祭料の請求）

第十五条　法第四条第五号の規定による葬祭料の支給を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した者との関係

三　死亡した者の死亡の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所

四　死亡した者の死亡年月日

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

二　死亡した者の死亡が厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであることを証明することができる書類

三　死亡した者の死亡の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所を証明することができる書類

四　請求者の住民票の写し

五　請求者が死亡した者について葬祭を行う者であることを証明することができる書類

（未支給の給付の請求）

第十六条　令第十三条の規定により未支給の法第三条第一項の規定による給付（以下「給付」という。）を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　給付を受けることができた者で死亡したもの（以下「支給前死亡者」という。）の氏名及び生年月日

二　請求者の氏名、住所及び支給前死亡者との身分関係

三　未支給の給付の種類

四　支給前死亡者の死亡年月日

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　支給前死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

二　請求者と支給前死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

三　請求者が支給前死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

四　請求者が支給前死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

五　支給前死亡者が給付を受けようとした場合において、提出すべきであった書類その他の資料でまだ提出していなかったものがあるときは、当該書類その他の資料

3　未支給の給付の支給の請求をする場合において、支給前死亡者が死亡前にその給付の支給を請求していなかったときは、未支給の給付を請求しようとする者は、当該未支給の給付の種類に応じて第一条から第七条まで又は第十三条から第十五条までの例による請求書及びこれに添えるべき書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（損害賠償を受けたときの届出）

第十七条　給付を受けようとする者又は受けた者は、同一の事由について損害賠償を受けた場合には、速やかに、その損害賠償の額及び内容を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（請求書又は届書の添付書類の省略）

第十八条　この省令の規定により同時に二以上の給付に係る請求書又は届書（以下この条において「給付に係る請求書等」という。）を提出する場合において、一の給付に係る請求書等に添えなければならない書類によって、他の給付に係る請求書等に添えなければならない書類に係る事項を明らかにすることができるときは、他の給付に係る請求書等の余白にその旨を記載して、他の給付に係る請求書等の当該添えなければならない書類は、省略することができる。同一の世帯に属する二人以上の者が同時に給付に係る請求書等を提出する場合における他方の給付に係る請求書等に添えなければならない書類についても、同様とする。

2　前項に規定する場合のほか、厚生労働大臣は、特に必要がないと認めるときは、この省令の規定による給付に係る請求書等に添えなければならない書類を省略させることができる。

（電磁的記録による書類の提出）

第十九条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）並びに請求者又は届出者の氏名及び住所並びに請求又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

一　第一条第一項に規定する請求書

二　第二条第一項に規定する請求書

三　第三条第一項に規定する請求書

四　第四条第一項に規定する請求書

五　第五条第一項に規定する請求書

六　第六条第一項に規定する請求書

七　第七条第一項に規定する請求書

八　第八条第一項に規定する請求書

九　第九条第一項に規定する請求書

十　第十条第一項に規定する届書

十一　第十一条第一項に規定する届書

十二　第十二条に規定する届書

十三　第十三条第一項に規定する請求書

十四　第十四条第一項に規定する請求書

十五　第十五条第一項に規定する請求書

十六　第十六条第一項に規定する請求書

十七　第十七条に規定する届書

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正）

第二条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第四条第一号の医療費の支給